

芦屋町障がい者活躍推進計画

機関名	芦屋町（町長部局）
任命権者	芦屋町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
芦屋町（町長部局）における障がい者雇用に関する課題	<p>芦屋町では、平成29年度に障がい者を対象に職員募集を行い、1名採用した実績がある。更に、令和5年度には、障がい者を2名雇用している。このため、令和6年6月1日現在では、法定雇用率2.8%を満たしている。</p> <p>しかしながら、令和8年7月には、地方自治体の法定雇用率は3.0%に引き上げられる予定であるため、障がい者の積極的な採用について検討していく必要がある。</p> <p>本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>
取組内容	
① 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
② 障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<p>○現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○毎年度実施している所属長との個人面談の際等の機会により、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>

<p>③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、毎年度実施している所属長との個人面談の際等の機会により、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>その他</p>	<p>○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>